

## (別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下、「住民票関係情報」という))	1万人以上10万人未満	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
12	厚生労働大臣	21	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
13	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
15	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
17	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
18	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
21	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
22	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

## (別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
23	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
24	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
25	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
26	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
27	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
28	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
30	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
31	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
33	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
34	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
35	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
36	厚生労働大臣	77	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
37	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
38	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
40	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
41	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

## (別紙1) 提供先

No.	提供先	①法令上の根拠 ※番号法別表第二 の該当項番号	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象 となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
43	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
44	都道府県知事	96	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
45	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
46	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
47	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
48	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
49	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
50	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
51	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
52	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
53	厚生労働大臣	111	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
54	厚生労働大臣	112	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
56	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
57	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
58	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供
59	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める対象者	情報提供ネットワークシステム	提供先から情報提供ネットワークを通じて照会を受ける都度提供

## (別紙2-1) 移転先-番号法事務

No.	移転先	①法令上の根拠 ※番号別表第一 の該当番号	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象 となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	社会援護課 ・障害者福祉システム	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから障害者福祉システムへ移転	1日1回
2		11	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定める用途					
3		14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定める用途					
4		34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途					
5		46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途					
6		47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途					
7	社会援護課 ・障害者福祉システム	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから障害者福祉システムへ移転	1日1回
8		84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途					
9	社会援護課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	既存住基システムの照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
10	社会援護課	20	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	既存住基システムの照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
11	社会援護課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	既存住基システムの照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
12	ネウボラ課 ・児童扶養手当システム	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
13	ネウボラ課 ・児童手当システム	56	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう）の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
14	ネウボラ課 ・健康かるてシステム	49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから健康かるてシステムへ移転	住民情報の更新の都度
15	ネウボラ課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	既存住基システムの照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
16	ネウボラ課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	既存住基システムの照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
17	健康保険医療課 ・健康かるてシステム	10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから健康かるてシステムへ移転	住民情報の更新の都度
18		76	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途					
19		93の2	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める用途					
20	健康保険医療課 ・国民健康保険システム	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度

## (別紙2-1) 移転先番号法事務

No.	移転先	①法令上の根拠 ※番号法別表第一 の該当番号	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象 となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
21	健康保険医療課 ・国民年金システム	31	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
22	健康保険医療課 ・後期高齢者医療システム	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
23	健康保険医療課	83	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人未満	当該事務の処理に必要な者	既存住基システムの照会機能により対象者の情報を確認、移転	事務処理上必要が生じた都度
24	収納課 ・収納消込システム ・口座管理システム ・滞納整理システム	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
25		30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
26	課税課 ・住民税システム ・申告受付システム ・固定資産税システム ・軽自動車税システム ・国民健康保険システム	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
27	課税課 ・国民健康保険システム	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
28	長寿あんしん課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
29	長寿あんしん課	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
30	保育サポート課	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度

(別紙2-2) 移転先-独自利用条例事務

No.	移転先	①法令上の根拠 (※)	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象 となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
独1	ネウボラ課 ・こども(乳幼児)医療システム	1	和光市乳幼児医療費助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
独2		2	和光市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途					
独3	ネウボラ課 ・ひとり親医療システム	3	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
独4	保育サポート課 ・子ども子育て支援システム	4	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に関する事務であって規則に定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
独5		5	保育認定に係る利用者負担額の助成に関する事務であって規則に定める用途					
独6	健康保険医療課 ・国民健康保険システム	6	和光市国民健康保険条例による保健事業に関する事務であって規則に定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度
独7	社会援護課 ・障害者福祉システム	7	和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから障害者福祉システムへ移転	1日1回
独8		8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の通院医療費の助成に関する事務であって規則に定める用途					
独9		9	和光市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅の重度心身障害者に対する手当の支給に関する事務であって規則に定める用途					
独10	健康保険医療課 ・後期高齢者医療システム	10	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条に規定する健康診査とみなされる検診の受診に要する費用の助成に関する事務であって規則に定める用途	住民基本台帳ファイルに記録された項目のうち、当該事務に必要な情報	1万人以上10万人未満	既存住基システムにおいて異動があった者	既存住基システムから同一パッケージ内個別業務システムへ移転	住民情報の更新の都度

(※) 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一の該当項番号